

わが国農業のあるべき姿の実現に向けた提言（検討のたたき台・概要版）

～プロ農業者の目線から～

担い手の高齢化や耕作放棄の増加など T P P 交渉以前に日本農業はすでに危機的な状況にあり、T P P による関税撤廃の影響が全く見通せない段階での交渉参加には反対せざるを得ない。まず、意欲ある担い手が十分にその経営能力を発揮できるよう、「攻め」の農政の実現を求める。

基本的な考え方

- ◎ 若手の農業者が夢と希望を持てる日本農業の将来ビジョンを明確化し、わが国の農業政策を「産業政策」と「地域政策」に大別するなど国民に広く理解が得られる政策体系を構築する。
- ◎ 「産業政策」は、意欲と能力の高い「プロ農業者」を対象としたものとし、農業インフラの整備や新たな経営所得安定対策といった施策を農業経営の発展を目的として集中的に講じる。
- ◎ 「地域政策」は、農業を行う者を広く対象とし、農業が果たす公益機能（国土保全への貢献等）を正當に評価する仕組みとする。

新たな担い手像の明確化と人材育成の強化

1. 新たな担い手像の明確化と施策の集中
 - ・「認定農業者制度」をより効果的に経営発展を促す仕組みとするとともに、農業者の目指すべき目標や誇りとなるような新たな担い手像を明確化する。
 - ・経営規模だけでなく、経営改善への意欲や技術力、将来性などを評価し、それらの高い者（プロ農業者）に集中的に施策を講じる仕組みを構築する。
2. 農業法人による人材育成の強化
 - ・農業法人は、教育機関よりも実践的な研修を行い、即戦力となる人材を育成することが可能。
 - ・こうした高度な人材育成を行う農業法人を国が認定する仕組みを構築するとともに、雇用就農を通じた人材育成と独立支援への対策を強化する。

担い手が主導する農地集積の促進

1. 農地集積の促進と耕作放棄地の防止
 - ・農地をめぐる状況は、近年では、担い手が規模拡大したくても借りられない時代から、地主から預かって欲しいと逆に頼まれる時代に変化。
 - ・このような変化を踏まえ、マンパワーが不足する公的機関を補う形で、農業法人が主導して、集積範囲を提示できるようにするなど経営計画に沿って円滑に農地集積を行える仕組みを構築する。
 - ・同時に、今すぐに担い手が集積できない農地に関しては、農地利用の停滞による耕作放棄を防止するため、農地保有合理化法人等が中間保有をできる仕組みを整備する。
2. 農業インフラの整備・推進
 - ・圃場の大区画化（1ha 以上）、老朽化した土地改良施設の補改修等を積極的に進める。
 - ・そのため、農業法人が自ら主導して、所有者と共同で施工する低コストの畦畔除去事業等の簡易な基盤整備・施設整備を支援する仕組みを構築する。

新時代の経営対策の展開

1. 新たな経営所得安定対策の法制化

- ・制度の頻繁な変更は担い手にとって大きなリスクであるため、担い手が将来を見据え、安心して攻めの農業を展開できるよう、新たな経営所得安定対策を法制化する。

2. 畜産経営対策

- ・長期的な視点に立った畜産の経営安定対策を検討する。
- ・国産飼料の安定供給体制を整備するため、耕畜連携を積極的に進める。

3. 農産物の輸出促進対策

- ・原発事故により強化された輸入規制の緩和・撤廃の働きかけを積極的に推進する。
- ・マーケットを拡大するため、新たな輸出先の開拓と検疫条件の更なる改善を進める。

4. 東日本大震災・原子力発電所事故からの復興

- ・スピード感のある復興対策とともに、原発事故の風評被害を防止する継続的な対策を措置する。

地域における担い手の役割

- ・不在地主が増加して、本来、地主が果たすべき水利施設の維持・管理等の役割を農業法人が代行し、結果として、経営の負担となっているケースが増加。
- ・このため、地域政策として、現行の「農地・水保全管理支払交付金」や「中山間地域等直接支払制度」を基本的な枠組みとして維持しつつ、担い手の負担増にも配慮した仕組みに拡充した上で、法制化する。